

法 学 第 943 号
平成 30 年 2 月 28 日

各私立専修学校設置者
各私立専修学校長

} 様

岩手県総務部法務学事課私学・情報公開課長

修了者が専門士及び高度専門士と称することができる専修学校専門課程の告示について

標記告示について、別添のとおり平成 30 年 2 月 28 日付けで官報に掲載された旨、文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室より連絡がありましたので、お知らせします。

また、官報については、インターネット版官報 (<http://kanpou.npb.go.jp/>) でも参照いただけますので、適宜ご活用ください。

【担当】私学振興担当 中尾

電話 019-629-5042 FAX019-629-5049

メールアドレス：AH0007@pref.iwate.jp

事 務 連 絡
平成30年2月28日

各 都 道 府 県 専 修 学 校 主 管 課
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 専 修 学 校 主 管 課
専 修 学 校 を 置 く 国 立 大 学 法 人 担 当 課 御 中
厚 生 労 働 省 医 政 局 医 療 経 営 支 援 課
厚 生 労 働 省 社 会 ・ 援 護 局 障 害 保 健 福 祉 部 企 画 課

文 部 科 学 省 生 涯 学 習 政 策 局
生 涯 学 習 推 進 課 専 修 学 校 教 育 振 興 室

修了者が専門士及び高度専門士と称することができる専修学校専門課程
の告示について

平成29年度における標記告示について、本日付けで官報に下記件名のとおり掲載
されましたので御連絡いたします。

ついては、その旨を本年度に告示された所管又は所轄の専修学校に対して、周知
いただきますようお願いいたします。

標記告示については、例年、都道府県知事等からの推薦及び名称変更・廃止・要件
不適合の届出の際に、過去に行うべき手続の漏れ等が多数見受けられます。都道府県
知事等におかれては、今後このような不備のないよう、改めて本告示の趣旨について
御確認いただくとともに、専修学校の設置廃止の認可や学則変更等の届出があった際
には、本告示の手続の有無について御確認いただくなど、遺漏のないようお願いいた
します。

官報については、インターネット版官報 (<http://kanpou.npb.go.jp/>) でも、発行
から30日間は無料で参照することができます。官報の写しは、今後の名称変更等の
届出にあたって添付すべき必要書類となることから、インターネット版官報も活用し
て、官報またはその写しを当該専修学校において確実に保管していただくよう周知願
います。

また、文部科学省ホームページに掲載している一覧表についても、近日中に更新し
ますので、適宜御活用ください。

なお、本件に係る手続については、事務処理の効率性、正確性の向上をより一層図
るため、スケジュール等の見直しを行う予定です。詳細は、別途事務連絡にてお知ら
せします。

記

平成30年2月28日付け官報（号外第41号）

【専門士】

- 専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が専門士と称することができる専修学校専門課程として個別に認めた件（文部科学省告示第31号）
- 専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が個別に認めた専門士と称することができる専修学校専門課程についてその名称を変更した件（文部科学省告示第32号）
- 専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が個別に認めた専門士と称することができる専修学校専門課程を廃止した件（文部科学省告示第33号）
- 専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が個別に認めた専門士と称することができる専修学校専門課程として要件に適合しなくなったと認めた件（文部科学省告示第34号）

【高度専門士】

- 高度専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が高度専門士と称することができる専修学校専門課程として個別に認めた件（文部科学省告示第35号）
- 高度専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が個別に認めた高度専門士と称することができる専修学校専門課程についてその名称を変更した件（文部科学省告示第36号）
- 高度専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が個別に認めた高度専門士と称することができる専修学校専門課程を廃止した件（文部科学省告示第37号）
- 高度専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が個別に認めた高度専門士と称することができる専修学校専門課程として要件に適合しなくなったと認めた件（文部科学省告示第38号）